

入学支度金のご案内 [令和5年度]

令和5年度の入学支度金の給付につきましては、以下の支給要件等により実施いたします。お申込みの場合は、申込書に必要事項を記載のうえ、必要書類を添付し、お申込期限までに「交通遺児等育成基金 支援給付事業係」まで郵送にてご提出ください。

1. 支給の要件 (※下記 (1)~(4)すべてに該当すること)

(1) 主として生計を支えていた者が、自動車事故により死亡。

または、重度の後遺障害 (※) が残った者の家庭であること。

(※) 自動車損害賠償保障法施行令別表第1又は別表第2に掲げる後遺障害【第1級から第3級に該当】

(2) 小学校・中学校に入学する子弟がいること。

(3) 現在、主として生計を支えている者が、所得税を納めていないこと。

または、住民税を納めていないこと。

※税制改正に伴い「非課税相当額」を納付している者を含む

(3ページの **別表** 参照)

(4) 現在、生活保護を受けていないこと。

2. 支給金額 1人 60,000円 (※小学校・中学校に入学する児童1人につき)

3. 締め切り 令和6年2月15日(木) [必着]

4. 支給日 令和6年3月8日(金) [予定]

5. 必要な提出書類 ※【別紙】の用紙をご覧ください

6. 申込書等の送付先及びお問合せ先

住 所：〒102-0083 千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7 階

担 当：(公財)交通遺児等育成基金 支援給付事業 係

電話等：TEL 03-3237-0158 ・ FAX 03-3237-8931

受付時間：9時～17時 (土日、祝祭日を除く)

7. 所得税及び住民税の非課税相当額について

平成 23 年度の税制改正での年少扶養控除廃止により令和 5 年（令和 4 年分）において税法上課税された者への救済措置として、課税額が表中の計算式で算出した額の範囲内（算出額 > 課税額）であれば非課税の扱いとします。

（1）所得税

〔計算式〕 $380,000 \text{ 円} \times A \times B$

A = 当該所得税を納付する者が扶養する義務教育終了前の児童の数(16 歳未満の人数)

B = 当該所得税額の算出に当たり適用された税率（※課税所得額により変動）

※ 令和 5 年（令和 4 年分）源泉徴収票の源泉徴収税額をご確認ください。

【例】義務教育終了前の児童 2 名、所得税率 5% の場合

$380,000 \times 2 \times 0.05 = 38,000 > \text{課税額}$

計算した数値が課税額を超える場合、非課税扱いとなります。

（2）住民税（道府県民税＋市町村民税）

〔計算式〕 $330,000 \text{ 円} \times A \times B$

A = 当該住民税を納付する者が扶養する義務教育終了前の児童の数(住民票記載の 16 歳未満の人数)

B = 当該住民税の算出に当たり適用された税率（10%（全国の平均値））

※ 令和 5 年（令和 4 年分）道府県民税・市町村民税課税(非課税)証明書の年税額をご確認ください。

【例】義務教育終了前の児童 2 名の場合

$330,000 \times 2 \times 0.1 = 66,000 > \text{課税額}$

計算した数値が課税額を超える場合、非課税扱いとなります。

8. 注意事項

（1） 本事業は寄付金を原資とし、単年度ごとの事業として年間予算の範囲内で行っており、支給するにあたり一定の収入要件を設けていますので、要件に該当するか否かご不明の場合は、申込前にお問い合わせください。

また、お問合せの際には、収入面を始め生活状況などについて、お伺いしますので、予めご了承ください。

（2） 本事業は、単年度ごとの事業のため、過去に遡っての支給はできません。

また、これまでにお申込みをされていても、所定の必要書類を再度ご提出いただいておりますので、ご了承ください。

新規

- (3) 書類の不備等があった場合は、担当者よりご連絡しますので、再度ご提出いただく場合がございますので、当法人の業務時間内で連絡可能な連絡先を必ずご記入ください。
- (4) お申込みの際にお送りいただいた書類一式は、返却をしておりませんので、ご了承ください。
- (5) 特段の事由がない限り、締切日を過ぎてのお申込みにつきましては、一切お受けできませんので、ご了承ください。

※ 送付宛先（以下切り取ってご利用ください。）

〒102-0083

東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7 階

（公財）交通遺児等育成基金 支援給付事業係

提出必要書類 一覧 (対象別)

※下記「◆交通遺児家庭」と「◆重度後遺障害家庭 (1~3)」について該当する項目に記載の書類をご提出ください。

◆ 交通遺児家庭

(自動車事故により死亡した者の遺族で子弟がいる家庭)

- ① 入学支度金 申込書 (当法人所定)
- ② 生活保護を受けていないことを証する書面 (当法人所定)
- ③ 住民票 (原本)

※マイナンバーの記載がないもの

※家族全員記載及び筆頭者、世帯主との続柄が記載されているもの

- ④ 令和5年 (令和4年分) 課税 (非課税) 証明書 (省略の無い原本)

※所得税税額決定通知書、源泉徴収票のコピーでも可

- ⑤ 交通事故証明書 (自動車安全運転センター発行) のコピー

◆ 重度後遺障害家庭 ※注1 自賠法施行令別表第1又は別表2の1級~3級該当の障害に限る

(自動車事故により重度後遺障害が残った者の子弟がいる家庭)

※下記1~3のうち該当する番号に記載の書類をご提出ください。

1. NASVA ((独)自動車事故対策機構)から介護料の受給をしている方

- ① 入学支度金 申込書 (当法人所定)
- ② 生活保護を受けていないことを証する書面 (当法人所定)
- ③ 住民票 (原本)

※マイナンバーの記載がないもの

※世帯全員及び筆頭者、世帯主との続柄が記載されているもの

- ④ 令和5年 (令和4年分) 課税 (非課税) 証明書 (省略の無い原本)

※所得税税額決定通知書、源泉徴収票のコピーでも可

- ⑤ 介護料受給資格認定通知書 (または介護料支払決定通知ハガキ) のコピー

※介護料受給書類等が手元にない場合、自賠法の後遺障害等級 (障害者手帳は不可) が確認できる書面のコピー

※次ページ2~3へ続く※

2. NASVAの療護センター、NASVAの提携病院に入院されている方

- ① 入学支度金 申込書（当法人所定）
- ② 生活保護を受けていないことを証する書面（当法人所定）
- ⑤ 住民票（原本）
 - ※マイナンバーの記載がないもの
 - ※世帯全員及び筆頭者、世帯主との続柄が記載されているもの
- ④ 令和5年（令和4年分）課税（非課税）証明書（省略の無い原本）
 - ※所得税税額決定通知書、源泉徴収票のコピーでも可
- ⑤ 自賠法後遺障害等級（障害者手帳は不可）が確認できる書面のコピー
- ⑥ 現在入院している施設が機構療護センター、NASVA 提携病院であることが分かる書面のコピー（例：診断書、入院計画書、リハビリ計画書等）

3. 前記①～②に該当しない重度後遺障害家庭

- ① 入学支度金 申込書（当法人所定）
- ② 生活保護を受けていないことを証する書面（当法人所定）
- ③ 自賠法後遺障害等級（障害者手帳は不可）が確認できる書面のコピー
 - ※症状固定前、等級認定前、現在医療機関等に入院の場合は、当該医療機関の診断書、入院計画書等のコピーが必要です。
- ④ 住民票（原本）
 - ※マイナンバーの記載がないもの
 - ※世帯全員及び筆頭者、世帯主との続柄が記載されているもの
- ⑤ 令和5年（令和4年分）課税（非課税）証明書（省略の無い原本）
 - ※所得税税額決定通知書、源泉徴収票のコピーでも可

以上